

受注者各位

工作物の石綿事前調査について（お知らせ）

建築物等（建築物その他の工作物をいう。以下同じ。）の解体等工事（解体、改造又は補修作業を伴う建設工事をいう。以下同じ。）のうち、工作物の解体等工事を行う場合は、令和8年1月1日以降着工の工事から、資格者による事前調査を行う必要がありますのでお知らせします。（令和8年1月1日以前着工の工事についても、資格者による事前調査を行うことが望ましい）

各対象工作物に対し、事前調査を実施することができる者は下表のとおりです。

対象工作物及び事前調査の資格

区分	対象工作物	事前調査の資格	事前調査結果報告 (G ビズでの申請) の要否
特定工作物 大気汚染防止法施行規則 第16条の11第1項第 3号に規定する特定建築 材料が使用されているお それが大きいものとして 環境大臣が定める工作物 （令和2年10月環境省 告示第77号、一部改正 令和5年6月環境省告 示第48号）	① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び圧力容器 ④ 配管設備（建築物に設ける給 水設備、排水設備、換気設備、 暖房設備、冷房設備、排煙設備 等の建築設備を除く。） ⑤ 焼却設備 ⑦ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するた めの設備を除く。） ⑧ 発電設備（太陽光発電設備及 び風力発電設備を除く。） ⑨ 変電設備 ⑩ 配電設備 ⑪ 送電設備（ケーブルを含む。）	工作物石綿事前 調査者	要 （工事の請負金額 の合計が100万 円以上であるも の）
	⑥ 煙突（建築物に設ける排煙設 備等の建築設備を除く。） ⑫ トンネルの天井板	・ 工作物石綿事前 調査者 ・ 一般建築物石綿	要 （工事の請負金額 の合計が100万

	⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）	含有建材調査者 ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者	円以上であるもの)
特定工作物以外の工作物	上記（①～⑰）以外の工作物	塗料その他の石綿が使用されているおそれがある材料の除去の作業（塗料の剥離、補修された耐火モルタルや下地調整剤などを使用した基礎の解体等を行う場合）	不要
	上記以外	資格不要	

「工作物」とは、建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいいます。

例）煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター（※）、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備

※建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物ですが、昇降路の壁面は建築物です。

○事前調査とは

建築物等の解体等工事の元請業者又は自主施工者は、当該建築物等に石綿が含まれているかどうか、書面や目視等による事前調査を実施しなければなりません。

事前調査フロー

https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/kankyo_hozen/asbest/chui/jizenflow.html

○工作物石綿事前調査者の資格を取得するには

工作物石綿事前調査者の資格を取得するには、工作物石綿事前調査者講習を受講し、修了

する必要があります。

登録講習機関の一覧（厚労省ホームページ）（外部サイトへリンク）

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/#c03>